

10. 笛を吹くということーホイッスルブロウイング考ー

企業や公的機関において組織ぐるみの不正行為が行われるケースが増えている。そのような組織に所属している者が、外部には情報が隠蔽されている不正に気がついたならば、どのような行動をとるべきであろうか。これが、企業倫理と情報倫理の大きな接点のひとつである、ホイッスルブロウイング（Whistle-Blowing）という問題である。直訳すれば、「笛を吹くこと」となるこの語は、通常は「内部告発」といように訳されている。今回は、映画「インサイダー」で話題にはなったが、まだ日本ではなじみの少ないこの概念について簡単に紹介してみたい。

組織内で一定の情報にアクセスしうる者が、自らが所属する組織の行っている不正行為が社会的な危害につながりかねないという判断をした場合、まず大きな葛藤にぶつかることになるだろう。組織に対する忠誠心と、より広い社会に対する責任との間の葛藤である。なんらかの効果的な方法で「告発」をしたならば予想される社会に対する危害が防げるということがわかっているにもかかわらず、そうしなければならない義務が規則で決められているわけでもなく、そうすることによって自分個人になんらかの不利益が発生することすら考えられる場合のディレンマは相当に大きいものであるはずだ。自分の行為は、たんに組織への反逆であるのみならず、仲間である同僚に対する裏切りになるかもしれない。「ヒーローぶりがあって」という声も聞こえてきそうである。また、そうした告発が、社会全体の利益だけではなく、期せずしてなんらかの別の組織の利益に直結してしまうことになるかもしれない。したがって、多くの場合、ホイッスルは吹かれずに終わる。

「守秘義務」ということとの葛藤ということに関していえば、外部に向かって直接告発するのではなく、まず、信頼のおける上司を見つけて相談するべきだという見解がある。日本型企業に典型的な考え方であるが、アメリカの企業倫理においても、従業員が責任を負うのは株主に対してだけであるという見解もないわけではなく、いまでも一定の説得力をもってしまっているところがある。しかし、上司への相談が、当人を特定の情報からの隔離を引き起こしたり、隠蔽工作を誘発するだけに終わる危険性も高い。内部告発者の道徳的ディレンマは、そのような信頼がおける上司を発見できないということに由来してもいるはずなのだ。現実にも、サンフランシスコの湾岸高速旅客システム（BART）の設計にたずさわったエンジニアたちが、ブレーキシステムのもつ問題を上司に何度も警告したにもかかわらず、無視され、ついには解雇までされてしまったという事件があった。このブレーキシステムの欠陥は、後に実際に事故が発生してはじめて公になったのである。

このような葛藤の存在を知りつつも、ホイッスルブロウイングを積極的に勧めようという立場が存在するのは、それが社会全体のためになると信じるからであろう。しかし、外部の人間がそれを強制するわけにはいかない。告発は、あくまで自発的意志に基づくものなのである（例外的に義務化されているのは、公務員の場合で、これは刑事訴訟法の 239 条における「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」という規定による。しかし、この条文が有効にはたらいっているかどうかは、大学をも含めた公的機関において組織的汚職が続発している現状からしても大いに疑問である）。

したがって、多くの技術系の学会では、その倫理綱領のなかに、ホイッスルブロウを奨励する

項目をもっている。たとえば、現在策定中の日本原子力学会の倫理規定案では、「会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の信頼感、安心感を失わせないために必要な情報である場合には、これを速やかに公開しなければならない。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。」という条文が明記されている。原子力技術というものの性格を考えても、きわめて妥当な規定であるように思われる。しかし、学会の倫理綱領で「べきである」と規定したところでホイッスルブロワーの葛藤がすべて解決するわけではない。学会が告発者を保護する独自のシステムをもっているわけではない以上、この「べきである」という規定は、たんなる「おすすめ」、あるいは身内での「決意表明」以上のものではないことになるだろう。それとも、この規定に反すると思われる行為、つまり、吹くべきであった笛を吹かなかった会員がいたならば、学会としてなんらかの制裁を加える用意があるのだろうか。おそらく、そういうことはあるまい。

必要なのは、ホイッスルブロワーの保護を制度的に確立することである。英米では、そうした法律がいくつか制定されはじめている。倫理綱領にホイッスルブロウイングに関する規定を設ける技術系の学会は、それを自己満足的、かつアリバイ的な宣言に終わらせないためにも、告発者保護のための法的整備や第三者機関の設立を自ら積極的に提言していかなければならない。ホイッスルブロワーは、けっして映画の中のヒーローのようなものであってはならないのである。

(2001年3月号)